

令和4（2022）年度滞在コンテンツ造成支援事業費補助金について

Q：助成対象者となる要件は何ですか？

A：旅行業法第三条の規定により第二種、第三種又は地域限定旅行業の登録を受けた栃木県知事登録旅行業者となります。

Q：対象事業はどのようなものですか？

A：地域の特性を活かした着地型旅行商品の創出を図ることを目的とする企画、実証実験及び商品化に向けた検討事業となります。

Q：補助対象経費はどのようなものですか？

A：報償費（講師の謝金）、旅費（講師の旅費）、需用費（食料費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告宣伝費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料（会場利用料、物品使用料）、その他（知事が特に必要と認める経費）となります。

※ 人材の育成に要する経費、実証実験に係るモニターツアー催行の経費、商品化に向けた検討に係る商品売り込み方法の検討に要する経費は対象となりません。

※ モニターツアー等に係る経費については、集客活動、モニターツアー催行後に行う課題の抽出や解決方法の検討に要した経費は対象となります。

Q：補助率及び補助限度額はどれくらいですか？

A：対象経費から消費税・地方消費税を控除した額の3分の1以内（限度額 200 千円）となります。

Q：この度、日帰りバスツアーとして、宇都宮で餃子を食べた後、栃木県内の観光施設を見学する旅行商品を企画しました。この場合、補助対象事業となりますか？

A：ご質問の場合、補助対象事業とはなりません。

本事業の対象となるのは、地域の特性を活かした旅行商品の創出を図ることを目的とする企画、実証実験及び商品化に向けた検討事業となります。地域の特性を活かした旅行商品の創出とは、新しいコンテンツの創出を指します。

ご質問にある旅行商品は、既存のコンテンツ同士を結びつけたものであるため、対象事業とはなりません。

※新しいコンテンツと既存のコンテンツを結びつけ、今までにないコンテンツの創出に寄与できると考えられるものは対象となります。

実績例：「閉館後の大谷資料館を活用し、ライブ（アカペラ・ゴスペル等）を行うことで、宿泊に繋がるコンテンツを造成する事業」、「魅力あるコースのウォーキングや農業体験の後、数値検証を行う健康増進旅行商品造成」等